



今号の内容

◆くらし NAVI・消費生活コラム (p.1-4) ◆乳幼児健診など・無料相談 (p.5) ◆情報交差点 (p.6-7) ◆情報カレンダー (p.8)

市役所へのお問い合わせはこちら ☎ 22-5111 (代表)

高齢者・障がい者世帯で
除雪などが困難な人へ

雪下ろしと除雪の支援

1 米沢市高齢者等除雪援助員派遣事業 申請・問合せ／高齢福祉課高齢者福祉担当

- 対象／市内に住む、65歳以上の高齢者または心身に重度の障がいのある人のみで構成される世帯で、世帯全員の市町村民税課税額が3万円以下の世帯
- 登録申請開始／11月1日(火) ■持ち物／申請書
- 費用／1回当たり手作業300円、除雪機使用750円
- 申請方法／高齢福祉課の窓口(平日のみ)もしくは郵送
- 除雪の範囲／玄関先から道路までの生活道路

- 派遣期間／12月1日(木)～令和5年3月31日(金)
- 派遣回数／10回まで(下記地域は12回まで)
- その他／この事業の支援対象となった世帯は「3押雪軽減支援制度」に該当します。
- 注意事項／事前に電話連絡をしてから訪問します。電話連絡に不安のある人は連絡員を付けてください。

2 米沢市高齢者等雪下ろし助成事業 申請・問合せ／高齢福祉課高齢者福祉担当

- 対象／「1 米沢市高齢者等除雪援助員派遣事業」と同じ(ただし、税法上の扶養に入っている人は対象外)
- 登録申請開始／11月1日(火)
- 持ち物／申請書、通帳の写し、領収書など
- 助成金額／1回当たり9,000円まで
- 助成回数／3回まで(下記地域は4回まで)
- 申請方法／高齢福祉課の窓口(平日のみ)もしくは郵送

- 雪下ろしの範囲／①家屋(母屋)②雪下ろしにより避難路に下ろした雪が通行を妨げる場合の除雪③自然落下した雪により家屋などが破損するおそれがある場合の除雪
- 助成申請受付期間／12月1日(木)～令和5年3月31日(金)※末日消印有効
- 注意事項／実際に居住していない家屋、生活保護受給者、親戚の援助を受けられる場合は、対象になりません。

除雪派遣回数12回まで・雪下ろし助成回数4回までの地域▶ 遠山町、古志田町、笹野町、杉の目町、万世町梓山、万世町刈安、万世町立沢、大字関根、大字三沢、大字赤崩、大字大小屋、大字大沢、大字板谷、大字南原石垣町、大字南原横堀町、大字南原笹野町、大字南原新町、大字南原猪苗代町、大字芳泉町、大字笹野、大字李山、大字大平、諸仏町、笹野本町、大字関町、大字立石、大字関、大字綱木、赤芝町、小野川町、大字築沢、大字口田沢(3037番地の1～3112番地の4までの区域は除く)、大字神原、大字入田沢

3 高齢者世帯などへの押雪軽減支援制度 申請・問合せ／土木課雪対策担当

押雪軽減支援制度とは、市道除雪時に玄関先に堆積する雪をなるべく少なくする支援制度です。

- 対象／町内において、高齢者単身世帯などで、除雪後の玄関先の雪片付けを自力で行うことが困難な世帯
- 申請方法／町内会長が支援対象者を押雪軽減届出書に取りまとめ、市へ提出してください。
- 締切／12月28日(水)
※締切後の追加申込みは翌年度分に反映します。

- 注意事項／①押雪軽減とは道路除雪時に玄関前に堆積する雪を少なくする支援であり、雪を全く残さないというものではありません。②連続した除雪により押雪場が無くなると、押雪軽減の効果が十分に得られないことがあります。なお、排雪をして押雪場を確保する際は、排雪の助成制度もありますので、詳細は問合せ先までご連絡ください。③車庫前、空き家などの居住していない建物やアパートなどは対象外となります。